

M&A専門誌

Mergers & Acquisitions
Research Report

MARR マール

2008 December 12月号

発行人 高橋 豊
Yutaka Takahashi

編集長 川端 久雄
Hisao Kawabata

制作進行 加藤 順子
Junko Kato

表紙写真 十文字 美信
Bishin Jumonji

アート
ディレクション イシザキ ミチヒロ
Michihiro Ishizaki

デザイン 斎藤 圭太
Keita Saito

本文写真 福本 敏雄
Toshio Fukumoto

印刷 三松堂印刷株式会社

発売元：株式会社レコフ
株式会社レコフデータ

発行所：株式会社レコフデータ

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-1-1

麹町ダイヤモンドビル

TEL.03-3221-4942

2008年12月1日発行 通巻170号

雑誌18321-12

定価2,310円 本体2,200円

 RECOF

編集室から

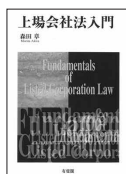
BOOK 

『上場会社法入門』

森田章著

有斐閣

3000円（本体）



上場会社の企業活動に対する法規制のあり方を知らうとすると、会社法、金融商品取引法、独禁法、法人税法など実に多くの解説書を読まなければならない。専門家でない者には困難である。いや、実は学者にも難しいのだろう。だから、これまでこのような本がなかったのだろう。著者は体系的にまとめたか自信がないというが、志は高く評価したい。

会社法の知識が得られる。それだけでなく、上場会社の実務に欠かせない開示制度、公開買付け、インサイダー取引の章があるのがよい。上場会社法を考える際の著者の視点は所有と経営の分離である。株主が多く、株主総会で実質的議論をするのは難しい。会社法の設計や解釈で、会社の業務執行では株主を関与させず、取締役会に排他的権限を与えるしかない。だから株主に提案権があるといっても、取締役会の業務執行権を侵害するような提案はできないとする。例えば、配当等を取締役会が定めるという定款規定をおくことが可能になったが、株主はこの廃止を提案し株主総会に取り戻すことが出来るといった解釈は採るべきでないという。防衛策発動についても経営者の判断を尊重する。裁判所は伝統的機関権限分配論に立ち、株主の権限を重視するが、分配論の止揚が喫緊課題だとする。

では、上場企業の経営者は、だれから経営を受託されているのか。コーポレートガバナンスの議論が必ず起こる。米国で1932年にバーリとドッド論争があり、企業の公共性や社会的責任経営を主張したドッドは敗れ、経営者は株主に受託者義務を負うとするバーリが勝った。これ以降、米国では株主利益の極大化が経営者の任務となったという。日本では、企業の公共性が重視され、従業員を優先する社会的責任経営が行われてきた。平成になり、大きく変わる。米国が日本に株主権の強化を要求し、自民党商法小委員会が「会社は株主のもの」と、株主権に立脚したガバナンスの改正案骨子を示した。種類株式の弾力化、委員会等設置会社の選択など一連の改正がなされていく。中でもストック・オプションの採用は労働者代表であった日本の経営者を資本家に取り込む手段になったという。この流れの総仕上げとして会社法が制定された。ドイツ法を淵源とする日本の会社法は米国型にさらに接近した。社団とみる会社観から投資契約とみる会社観への転換ともいえる。

学説でも、取締役の義務とは、株主利益の最大化を図る義務を意味するとする説が有力になっているが、著者は伝統的な社会的責任経営を支持する。米国でも最近では過半数の州の会社法は支配権変動時に社会的責任規定をおき、英国も会社法で取締役は従業員らの利益に配慮する旨を定めるようになったことなどを挙げている。今後の課題として、取締役の株主に対する法的関係の明確化などを指摘する。取締役は株主総会で選任されるが、任用契約は会社となされる。会社に忠実義務を負うが、株主にどのような義務を負うかは明らかでない。株主に十分な報告がないと、ベンチャー企業に対する投資は育たない。会社法を投資者保護法としてとらえ直し、取締役の株主に対する義務、支配株主の会社や少数株主への責任を明確化する必要があるとする。米国との比較法的研究をライフワークとしてきた著者がそれを基に日本の会社法の歪みとこれからの道筋を示している。(青)

編集後記

この仕事を始めて10年。職場の人たちは勿論だが、周辺の施設やその人たちにも支えられてここまで来たのだと思う。お昼を食べるところ、贈り物をするときの和菓子屋、眼科や内科などの医院、書店、コンサートホール、教会など行きつけの場がずいぶんできた。通えば自然に親しみもわいてくる。健康維持、息抜きに欠かせないが、精神的面で一番の支えは散歩コースにある教会だ。今日も、この欄に何を書いていいか悩んでいたとき、教会の葉の言葉が目飛び込んできた。「人の生涯は草のよう。野の花のように咲く」。ああ、「これでいいのだ!!」と思う。この職場を去った後も、幾つかは通い続けるのだろう。(開)

本誌の記事およびデータの著作権は原則として株式会社レコフデータに帰属します。いかなる目的であれ当社に無断で本誌記事の複製、引用、転載等を行うことを禁じます。また、本誌記事の情報は、当社が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、完全性が保証されているものではありません。当社は本誌記事に起因して被った損害については、その内容如何にかかわらず一切の責任を負いません。乱丁・落丁の場合はお取り替えいたします。03-3221-4942までご連絡ください。